



# 日・シンガポール経済連携協定改正議定書の概要



## 日・シンガポール経済連携協定（JSEPA）改正の意義

- 発効後5年目を迎えた協定の見直し(双方関心分野の自由化拡大等)
- ASEAN全体との経済連携強化のための更なるステップ

### 改正交渉の経緯

2002年11月  
JSEPA 発効



2006年4月  
改正交渉開始を決定  
(第2回JSEPA総括委員会)



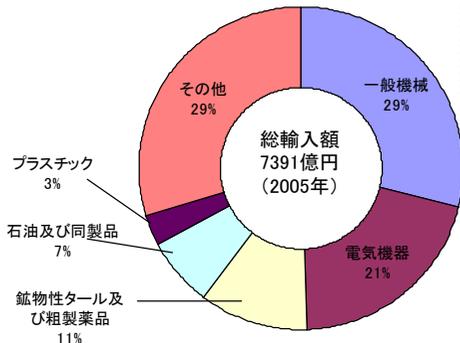
06年6月～07年1月  
専門家会合 7回



2007年1月  
大筋合意  
(第3回JSEPA総括委員会)



2007年3月  
改正議定書署名

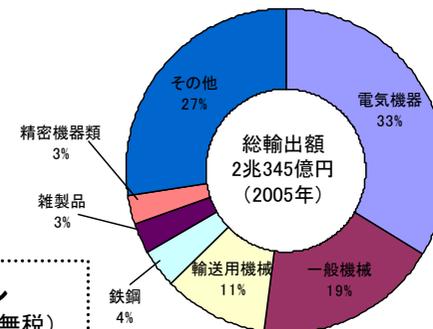


日本←シンガポール  
(今次改正で輸入額の約95%が無税に)

(現状より約2%アップ)

### 日本の対シンガポール貿易構造

(2005年財務省貿易統計)



日本→シンガポール  
(現行協定で輸出額の100%が無税)

### ● 市場アクセス改善 (日本側のみ。シンガポール側は現行協定締結時に全品目の関税を撤廃済。)

- 鉱工業品 一部の石油・石油化学製品(揮発油・軽油、ポリプロピレン等): <即時又は段階的関税撤廃>
- 農林水産品 マンゴー、ドリアン、アスパラガス、カレー調製品、製材、えび等: <即時又は段階的関税撤廃>

### ● 金融サービス 特定約束の改善

- シンガポール側改善点
  - ・フル・バンク免許枠の拡大(1行分)
  - ・ホールセール・バンクの免許発給数の制限撤廃
  - ・国境を越える証券取引の自由化拡大
- 我が方改善点
  - ・保険仲介サービスの自由化拡大
  - ・国境を越える証券取引の自由化拡大

### ● その他の主な改正部分

- 原産地規則  
付加価値基準における材料の原産資格価額を計算する際、原産割合の閾値を60%から40%に引き下げること等
- 税関手続  
透明性向上に向けた更なる規定の整備等
- セーフガード措置の見直し  
適用期間の延長、暫定措置の導入等